

令和6年

衣浦衛生組合第1回定例会会議録

令和6年3月26日

令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、令和6年3月26日（火）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 衣浦衛生組合管理者の選挙
- 第5 議案第1号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第2号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 衣浦衛生組合衣浦斎園霊きゅう車廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第8 議案第4号 令和6年度衣浦衛生組合一般会計予算

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第8

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（9名）

1番	山口 春美	2番	大竹 敦子
3番	岩月ひろし	4番	柘宜田拓治
6番	岡田 公作	7番	柴口 征寛
8番	杉浦 康憲	9番	橋本 友樹
10番	長谷川広昌		

欠席議員（1名）

5番 新美 交陽

4. 説明のため出席した者

管理者	柘宜田政信	副管理者	深谷 直弘
副管理者	金沢 宏治	参与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長 生田 和重

碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明
高浜市経済環境 グループリーダー	島口 靖

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲
庶務課課長補佐	磯貝 光好
業務課課長補佐	安藤 理純
庶務課庶務係長	旭 陽将
庶務課庶務係担当係長	富山 順子
業務課管理係担当係長	奥谷 元典

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（長谷川広昌） 議会開会前に御報告申し上げます。衣浦衛生組合議会議員の新美交陽議員から欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

おはようございます。本日は御多忙のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

これより管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰宜田政信） 議長、管理者。

○議長（長谷川広昌） 管理者。

○管理者（禰宜田政信） おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。日ごと暖かくなりまして、すっかり春らしい陽気になりました。本日ここに令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中、御参加いただき、本定例会が成立したことを厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年度も残すところ僅かとなりましたが、おかげさまで当組合の諸事業につきましては、順調な運営をさせていただいているところでございます。これもひとえに皆様方のご尽力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日、私どもからは条例3件、新年度予算1議案の上程をさせていただいております。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（長谷川広昌） ただいま招集挨拶が終わりました。

○議長（長谷川広昌） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において4番 禰宜田拓治議員及び9番 橋本友樹議員を指名いたします。

○議長（長谷川広昌） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（長谷川広昌） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守をお願いいたします。なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。7番 柴口征寛議員の一般質問を許可いたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） おはようございます。日本共産党、柴口征寛です。議長より発言の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

高浜市では2024年度から2033年度までの10年間を計画期間とした高浜市環境基本計画が策定され、2030年度までに2013年度比で46%削減、そして2050年度までに実質ゼロとすることを目標とされました。組合としてもこの目標を取り入れ、積極的に碧南、高浜両市のゼロカーボンに向けた取組みの後押しをすべきではないかと考えます。組合としての考え、また今後どう取り組んでいかれるのか、これについてまずお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問の計画につきましては、今年の2月13日にパブリックコメントにかけられた高浜市環境基本計画（案）のことと存じますが、この計画につきましては現段階ではまだ公表されておらず、令和6年4月から施行されるとお聞きをしております。

また、そもそもの話となりますが、高浜市環境基本計画や高浜市一般廃棄物処理基本計画につきましては高浜市が策定している計画でありまして、この策定に関しまして組合は主体となって関わっておりませんので、組合としての考えをこの場で答弁することは控えさせていただきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） クリーンセンター衣浦で処理される可燃ごみの、ここ数年間における紙類等の組成率及び水分含有率についてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 可燃ごみに含まれる紙類の組成率のみの統計は取ってございませんので、紙布類としての組成率について過去3年間の実績を申し上げます。令和2年度が34.8%、

令和3年度が42.7%、令和4年度が39.9%でございました。

次に、可燃ごみの水分含有率でございますが、令和2年度が47%、令和3年度が42%、令和4年度が47.3%でございました。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 可燃ごみに含まれる紙類については、分別できるものは分別するよう求めていかないといけない。また、水分については燃焼効率を考えれば、できる限り減らしていくような取組みは必要となります。これについてのお考えをお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） これについての考えはというご質問でございますが、紙類や水分は少ないにこしたことはございませんが、当組合としましては持ち込まれたごみについて適正に処理を行う立場でありまして、基本的には両市の環境行政が検討すべき問題、課題であると考えております。

ただし、組合がやれることとしまして、施設見学での環境教育や広報を通じて紙類を分類すること。また、水をよく切ってから捨てることなど、ごみ出しのルール啓発などは積極的に行っているところでございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 次に、剪定枝につきまして、現在どのように処理を行われているのか、お願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現在クリーンセンター衣浦に搬入された剪定枝につきましては、可燃破砕機で破砕処理を行った後、生ごみと混ぜ合わせ、攪拌した後、焼却処理を行っているというところでございます。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） これに関しましても乾燥させるとかなど、水分を極力含まずに処理される必要があると思いますが、これについてお考えをお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 水分に対する対応でございますが、クリーンセンター衣浦ごみ受入基準では、雨に濡れた刈草、剪定枝は基本的には受入れできないとしており、搬入される市民の皆様には御協力を呼びかけていただいているというのが現状でございます。

また、毎年碧南市、高浜市域において、公共工事として草刈りや剪定を業者委託する公共団体の関係部署に対しましては、剪定枝等を搬入する際は濡らさないことやトラック、必ずトラックの荷台をシートで覆うこと。また、湿った剪定枝等は乾かしてから搬入することなどの周知徹底を図る通知を行っているところでございます。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 次です。プラスチックや剪定枝に関しまして資源循環促進あるいは資源化促進へのお考えをお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 2022年のプラスチック資源循環促進法施行に伴い、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、リサイクルが循環型社会形成推進交付金の交付要件となっておりますので、碧南市及び高浜市それぞれが市の立場として、同法の趣旨等を理解し、交付要件の支障にならないよう、配慮もされながら進めるものと理解をしております。

当組合としましては、持ち込まれたごみを適正に処理する立場でございますので、剪定枝等の資源化につきましても特段何かこれについて組合独自で対応するというような考えはございませんので、よろしく願いいたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） カーボンニュートラル実現のためには、ごみの削減、資源ごみの分別徹底等、市民の意識、行動の変革を促す必要があります。そのために両市の取組みばかりでなく、組合からも今後市民に対し、啓発活動が必要ではないでしょうか。これに対するお考えをお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 組合の立場としましては、市民に対してのごみ削減、資源ごみの分別等の意識向上につきましては、碧南、高浜両市と協力し、検討していく問題、課題であるというふうを考えております。先ほどと同じになりますが、組合としてはごみを搬入される市民の皆様に対し、資源分別の御協力の呼びかけをしたり、施設見学での環境教育や広報等を通じて、ごみ出しのルール等の啓発など行っているところでございます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 最後に、地球温暖化対策や資源循環に対する考え、また取組み等に関しては、組合としても情報発信していくことが重要であると思います。今後どのような形あるいは方法でこれを行っていくかについてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） クリーンセンター衣浦につきましては、焼却施設ということでございます。御質問の地球温暖化対策や資源循環など、他の質問にも通じることではございますが、組合としては、これらにつきましても碧南、高浜両市のごみ減量施策、情報発信等との連携を図り、適切な対応を行いまして、施設を停止させることなく安全かつ安定的に運営していくとともに、持ち込まれたごみを適正に処理することが重要だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 気候危機が人類の前途を脅かしていると言える状況にきております。国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと強く警告し、気候変動対策の強化を求めました。気候危機をどう打開するかは、人類が直面する最大の課題となっております。世界気象機関WMOは1月、2023年が観測史上、最も暑い年であったと公式に認定したと発表しました。世界の平均気温は産業革命前の水準から約1.45度高くなりました。気候変動対策の国際的枠組みパリ協定が掲げる1.5度以内の目標にますます近づいていると警告をしました。温室効果ガスの排出で気候危機が進行しております。1.5度に抑えるには、2035年に2019年比で温室効果ガスを60%削減する必要があると、国連気候変動に関する政府間パネルI P C Cが最新の報告書で指摘をし、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議C O P 28で採択された合意文書にも明記されました。しかし、国連環境計画の最新の報告書で現状の各国の削減目標を実施しても、今世紀末の気温上昇は産業革命前と比べて2.9度上昇することが明らかになっております。

日本は世界第5位のC O 2排出大国で大きな責任がありますが、日本の取組みは周回遅れだと批判される内容となっております。2021年の日本の温室効果ガス排出量は1990年と比べ、僅か約8%減であり、欧州諸国が約47から20%減っているのに対し、桁違いの少なさとなっております。2030年度の削減目標を2010年比で42%であり、欧州連合E Uの55%削減などから見ても極めて低いものであります。一方で、大量にC O 2を排出する石炭火力発電の延命政策を続けております。主要7か国で石炭火力発電からの撤退期限を決めていないのは日本だけです。C O P

28では、環境への需要から気候変動対策に後ろ向きの国に与えられる化石賞を、日本は4回連続で受賞しております。さらに政府が実績もなく、排出効果が小さいとされるアンモニアを燃やす技術で石炭火力を延命し、さらに東南アジア諸国への売込みを推薦しているからです。これが東南アジアの国々の再エネへの移行も遅らせることになるかと批判されました。

さきの答弁では、両市の取組みであって組合として述べる立場にないという言葉がありましたけれども、WMOのサウロ事務局長が「もはや待つ余裕はない。温室効果ガスの排出を大幅に減らし、再生可能エネルギーへの移行を加速させなければならないと訴えるように、両市ばかりでなく組合として積極的に各施設への太陽光パネルの設置、増強を行い、さらに市民へのごみ削減への意識改革を積極的に今後働きかけていただくよう、お願い申し上げて一般質問を終わります。

○議長（長谷川広昌） 以上で、7番 柴口征寛議員の一般質問を終わります。

次に、1番 山口春美議員の質問を許可いたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 皆さん、おはようございます。ちょっと過労がたたりまして風邪を引いてしまったので、お聞き苦しい声ですみませんが、よろしくお願いします。

今年には2024年1月1日の能登半島地震で、本当に今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、がれきの処理にとてつもない時間がかかることでしょうか。心からの亡くなられた方へのお悔やみと被災者の皆さんへのお見舞いを申し上げるとともに、1日も早くなりわいと日常生活を取り戻すための政治の力を発揮すべきと、この場所からも求めておきたいと思います。

今石川県では11のごみ焼却施設があるそうです。うち復旧施設が4施設、代替施設が4施設、調整中なのが3施設という状況で、やっぱり市町村のごみ処理場がなければ自治体の災害ごみの処理もできません。改めて、ごみ処理施設の役割を突きつけられているのではないのでしょうか。2023年度予算の補正予算第1号で議決し、2024年の予算の事業費として484万円が計上されているクリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託について、まず伺います。

県の進めるごみ焼却場の広域化に関して、安城市が現施設を2051年まで延命するとしたことから、2020年度に策定した整備構想を2051年までの期間に見直すとしたものです。一方で2023年の6月には碧南市、瀬戸市長と中部電力が協定を結び、産業廃棄物処分場を中電が造り、ここに一般廃棄物を一緒に焼却することを計画したのです。組合構成の相手方、高浜市は全く蚊帳の外で碧南市の独断で進められたものです。いよいよ碧南市の市長選挙まで1か月を切りました。市長が続投できるかが問われています。中電との民設民営化、衣浦衛生組合がお金を作った整備計画か。また、股裂き状態にあるのが現状の状況です。既に半年がたっており、委託内容も明確にされ、調査・検討がされているものと思われまます。

そこで以下の質問を行います。まず、一つ目には、この計画の中で見直しが予定されているごみ焼却場の規模と能力はどの程度になっていくもののでしょうか。2024年度からの高浜市ごみ処

理計画では、2033年にごみ総排出量は660 g 1人1日を目標としています。整備計画では800 g 1人1年とされていますので、大きく乖離していると思います。碧南市はさらに深刻で1,000 gを超えて1,014 gということで1人1日当たりの数字を上げておりますので、見直しを求めなければなりません。2034年では、この現在の計画でも190 tですか、95 t、2基で。190 t日の処理能力を124 tまで削減するということが書かれてあります。さらに焼却能力を小さくし、コストも建設費も減らすことができるのではないのでしょうか。たくさんの多額のお金に関わることで、部長も課長も高浜から派遣された課長も高いお給料をもらって、この専門家としてここに派遣されているわけで、柴口さんの質問に対しても両市のことだということで知らんぷりという立場でいますが、この計画は私たちが、衣浦衛生組合が自主的に作るものですから、その両市に対してもちゃんとすり合わせをして、衣浦衛生組合の立場を明確にしなければならないというふうに思いますので、改めてここまでの処理場の規模と能力についてはどんな形で検討し、どんな方向で着手するのか進めるのか、明確にお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問の新設した場合のごみ焼却場の規模、能力ということでございますけれども、これは現在クリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託の中で検討している最中ということでございます。令和2年の前計画で策定した時には、将来ごみ量を3万2,850 t、想定稼働日数を266日と設定し、124 tと算出したという状況がございます。ただし、今回検討している中で将来のごみ量等、当然変わってきますし、この稼働日数等も変わってまいります。環境省が示す新たな施設規模算定の考え方、これにつきましては従前より小規模な施設規模に見直されてきておりますので、この交付要綱に乗って算定していくこととなりますけれども、124 tよりかは当然小規模になってくるというふうには考えております。ただ、何tになるかにつきましては現時点ではお答えすることはできないという状況ですので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私ども日本共産党も市民の会を立ち上げたところでも、もっと小さくできると。100 tぐらいにして50 t、2基という形でできるんじゃないかと。そうすれば将来に向けてごみゼロに向かって、どんどん削減していく中でも1基だけ操業するとか、そういう形で効率良く使えるんじゃないかということで、これをやれば大きく事業費も削減できるというふうに思います。ごみ処理計画を策定する時には、当然この衣浦衛生組合も関わる中身が入っているわけですから、ごみ焼却場の問題など、どういう形ですり合わせやこの意見交流を言ったんですか。ただ、でき上がってくるのをぼかんと口を開けて、上を見て待っていただけなんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 我々の立場としましては、こちらで処分されるそういうごみ量ですね。それを毎年統計を取って報告しておりますので、それに基づいて各市が一般廃棄物処理計画として今後どうなっていくか推計をして、それがフィードバックされるというふうな状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） それで現実にごみ処理計画は高浜市では明確に持たれて、やっぱり遅くから作られたので、私は碧南市よりもすぐれているなというふうに思いました。この実際の削減目標も含めてですね。それに沿って先ほどごみの問題を、ただ持ってくるやつを燃やすだけと。燃やすだけ仕事ということ言われたんですけども、やっぱりみんなが3者が一生懸命になって、これを削減していく。ほかの手段も使って検討していくということが必要だと思うんですね。実際にそのどのぐらいの規模になるかというのが、着地が決まるのは何。市長選挙が終わってから、6月の中部電力の協定の中で、やっぱり中電と協定していこうというふうになったら、これ全部飛んでしまうので、そのぐらいの時に明確になるということなんですか。それとも6月がこの委託の最終着地点でしたから、その段階ではもう、この令和6年度に入ってから4月から。もうあと5日とそこらで月が変わるわけですから、実際に委託先は決まっています同じ前回の業者さんに委託して、お金は払わなかったけど6年度に払うことになっているので、この令和6年度の6月と言わず、もっと早い時期に100tなら100tということが明確になるんじゃないですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問の内容は、通告書の（2）の今後のタイムスケジュールはということかなというふうに思っておりますけれども、現在この改定業務委託につきましては、発注工期どおり6月末までの取りまとめということで進んでおります。今は業者といろいろ打合せをしていっている段階ということで、まだそのt数が決まっているということでもございません。

それから、当然今期末までには納品を受けるということで、予定でございます。その後、両市にその結果を提出するということを含めまして、この処理構想の改定委託につきましては、その内容を議員の皆様にも御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 令和5年度の中で何をやってきたというのが全然見えてこないんですが、ただそのやるよと言っているふうで補正予算をつけて、業者を決めて前の業者に決めて何回すり合わせしてきたんですか。その6月入ったらやるって言っているけれども、この当然ごみ処理計

画なんかも高浜作られて600にするよと、目標を。そういうことも含めて業者は知っているんですか、知らないんですか。それらを含めて2番目のところの、今後のタイムスケジュールのところに入るんですが、この予定は私たちに議案として出された時には2023年と2024年の2年間で、整備構想の見直しを行い、その都度、地域計画の変更を行うとしていました。令和5年度、2023年では、この見直しというのを全然動かず保留のままで令和6年になって6月末までに、ばたばたとこれを地域計画も含めて作っていくという、こういう濃淡のついた委託のやり方で今進めているのでしょうか。どの程度、業者の人たちが知っていて、どの程度、組合の人たちが業者と話合いをしているのか。その具体的な中身もお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 業者との打合せという御質問ですけれども、業者とは定期的な打合せをこちらに来ていただいたり、それから数値的なこと。例えば、高浜市のその一般廃棄物処理計画が変わっただとか、いろいろな数値は変わったということであれば、当然その時点で電話でもお伝えして最新の計画ということですので、打合せについては常々行っているところでございます。

直近ですけれども、3月7日にこちらに来ていただいた打合せでは、延命化について現プラントメーカーが示された2051年までのそういう費用。それからそういう経費等を報告を受けているという状況です。今後はそれらを基に事業費の算定、それから新設した場合の算定だとか、そういうのを今鋭意を行っております、詰めていくという状況でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 電話でやり取りするっていうことで480万使っているんですからね。そんなわけではないと思うんですが、この実際にごみの焼却場を決めていく。前回の時は28年間延びてしまうので、再延長、再々延長、それから新築、民営化という四つの選択肢が示されておりました。でも客観的に見ると、やっぱりここには新設以外に考えられないというふうに、的が絞られつつあるなというふうに私は受け止めて、この480万でしっかりもんでくださいということで議決をしたというふうに思っています。ぜひ一本に絞って新設の方向に進めていくことが必要だというふうに思います。

そこで改めて、（3）として高浜市のごみ処理基本計画の56ページに安心できるごみ処理施設の整備として、クリーンセンター衣浦の安定した運転、延命化対策と書かれてありますが、具体的にはどんな中身を指しているのでしょうか。高浜市とは課長を中心にして、高浜の人は1人しかいないので、すり合わせをされてこの四つの選択肢ということではなく新設という方向でほとんど決まりつつあるのかどうか。この延命策というのは何ですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど7番議員にもお答えしましたとおり、高浜市一般廃棄物処理基本計画につきましては、高浜市が策定する計画でありますので、その内容に関する答弁は控えさせていただきますけれども、クリーンセンターの安定した運転ということにつきましては、私も普段から常に心がけているところでございます。

また、先ほど言われるクリーンセンターの今後ということでございますけれども、先ほど言ったように新設が最善じゃないかとおっしゃいますけれども、我々としてはこの委託の中でその案については当然比較検討をしていきますが、どのような方向性を選択したとしてもこの安定した運転、延命化については、例えば新設となっても新しく造るには向こう10年は存続をしていかなければならないということは、少なくとも10年は延命化する必要があるということですので、そういうことを含めまして最善最良の方向が導き出せるように検討を進めていくという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 早く決着して新築に向けてゴーサインを出し、環境アセス、それから設計を急いで10年後には新たに建設されて移動していくというふうに、こういうふうにならないといかんわね、本当に。そういうふうに思います。その最後の、ぺたぺた貼って何とか延命させるという延命というふうに受け止めました。

四つ目には、これも基本計画の中に書いてあるんですが、脱炭素社会に向けた次期ごみ処理施設の検討とも書いてあります。同様に組合として、どうすり合わせ、議論を進めたのか。この具体的な中身についても高浜市の課長待遇の方がお見えになるので、どんなふうでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 次期ごみ処理施設につきましては、現在クリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託の中で案の一つとして検討はしております。現在のこのクリーンセンター衣浦の施設につきましては、ごみ焼却ということと小規模発電しか行っておりませんで、新しい脱炭酸社会に向けた施設としては十分な機能を発揮できておりませんが、新設とする焼却施設は交付金交付要件としてのメタン発酵や効率のよい発電設備など、様々な最新技術を組み合わせ、脱炭酸社会に向けた環境性能の向上を図ることが前提となっておりますので、単純な焼却施設ではございません。

いずれにしましても、今後この委託の結果と中電の提案をもって検討されると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 分かりました。国もさすがに新設の場合はそういう脱炭素社会に向けた対応を求めており、私は前回の議会でも発電を作ると、どんどん持ってこい、持ってこいということになってしまうので汚い電気と言われて、発電はもろ手を挙げて賛成するものではありませんということを行いました。むしろプラスチックだとか剪定枝だとか、高浜市さんは具体的に書いて見えますよ、新施設を造るって。剪定枝の処理施設を。すばらしいなというふうに思うんですが、そういうのに便乗して、碧南、何の手だても取っていませんから。しかも1,048の目標ですから。衣浦衛生組合としても碧南市さんもっと、たるんでいるよと。頑張ってくださいよということを送信していただいて、せめて足並みそろえて高浜市さんと、この年次目標がちゃんと着手する点で一致になるように、努力するように求めていただきたいなというふうに思っています。

冒頭で述べたように、能登半島地震でもこの本当にごみ焼却場がなければ、どうになってしまうんだろうというふうに思いますし、私はここで働いているプロパーの皆さんの人生や、これからの未来に向けての責任も議会も執行部もあると思いますので、ぜひこの、新設に決まりそうですね。今の言葉を見ると。私の思いが先行しているのかもしれませんが。新設で早く決断し、用地をこの隣に買うということ、次のサン・ビレッジのところでも言いますが、早く買ってもらって、そっちのほうを着実に進めていくという方向で決着していただきたいなというふうに希望を述べさせていただいて、頑張ってください。部長も課長も。よろしくお願いします。

二つ目にサン・ビレッジの活性化対策について伺います。1999年に完成してから25年がたつこのサン・ビレッジですが、今では市民健康増進と憩いの場所として、お風呂とプールが利用されています。2024年度予算では、地震対策としてプールの天井を取り外す3,674万円の予算と計上されました。元々勤労者向けの補助金を受けて格安で建設されたと記憶していますが、改めて建設経過や事業費、補助金について教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） サン・ビレッジ衣浦の建設経緯という御質問でございますが、まずサン・ビレッジ衣浦につきましては現クリーンセンター衣浦を建設するに当たり、地元対策ということもありますが、余熱を利用する施設として建設されたという経緯がございます。当施設につきましては、プール施設と浴場施設でそれぞれ当時事業主体が異なりまして、プール施設についてはおっしゃられるとおり当時の雇用促進事業団による勤労者体育施設建設事業によるもので、敷地面積2,000㎡。当時の建設費としては6億4,890万で全額事業団負担で建設されたというところがございます。一方、浴場施設及び駐車場その他の外構施設は本組合の事業として、面積が4,055㎡。当時の建設費は4億8,226万5,000円で、単独費で建設をしているということでございます。一般質問通告書にはございませんけれども、これは答えさせていただきます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私、高橋さんにちゃんと調べてくださいねって言うてお返事が来なかったので、あえてここで聞きました。本当にただで造ったプールなんです。大変みんな喜んでいて、でも若干狭くて質素なプールなのでね。今度出来た時はもうちょっと拡充してほしいなということも思っています。

それで、利用実績ですが、年代別ごとに教えていただきたいのと新年度ではどのぐらいを見込んで見えるのか。ここでまとめて聞いてしまいますが、碧南市のプールの無料券65歳以上、年間、今48枚でしたか。それを使われる方がそのうちのどのぐらいいるのか。見込みでもいいですし、私は決算の数字持っているんですが、どちらでもいいのでこの場でお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まず、現在の風呂とプールの利用者についてということで年代別、年度別ということですが、年代別の統計は取ってございませんので、年度別の浴場施設とプール施設の利用実績ということでお答えをいたします。平成29年度が過去最も多くの利用がありました。その時は浴場施設で12万9,228人、プール施設で4万2,029人のほか、また卓球設備を含め合計18万1,506人でした。直近3年の実績では令和2年度が浴場施設8万9,943人、プール施設2万4,590人、卓球設備を含めまして合計11万6,934人、令和3年度が浴場施設12万2,772人、プール施設2万9,934人、卓球設備を含め合計15万9,733人、令和4年度が浴場施設12万5,491人、プール施設3万2,888人、卓球設備を含め合計16万2,509人の御利用がございました。この傾向としてはコロナ禍の影響を受け、一旦は減少したという状況がございますけれども、回復に向かっている状況ではないのかなというふうに、こちらは判断をしております。

それからシルバー券の御質問がございました。このシルバー券につきましては、碧南市の福祉施策としてやっているということですので、組合としては利用増に寄与していただいているという状況です。おおよそのシルバー券の入場がどのくらいかということですが、大体64.5%がこのシルバー券を使って入場していただいているという状況でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 22年度、2022年度決算では5,675万9,790円のその使用料の収入うち、碧南市の65歳無料券は4,564万7,800円ということで80%となっていました。大体ほとんどがこの無料券で碧南市民が活用しているという状況にあります。今市長選挙を前にして何かばらばらと、禰亘田市長が現在の無料券48枚を60枚にするというふうなうわさも流れているんですが、何かこの拡充策だとか、組合独自の拡充策だとか、高浜さんの無料券の開始だとか、そんな変化は生

まれていますか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） そのようなことは組合のほうでは、特に情報は得ておりません。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私たちはかねがね言っているんですが、このすてきな施設で碧南市民は本当に80%の人たちがこの財政を支えるような無料券でお金も支えているんですが、すごい、唯一の有料施設で水道は約年間1,000万、余熱として使っているんで燃料なんかは1,000万、2,000万ぐらい人件費除くと使うだけで5,000万のもうけを上げている施設というのはすごいなというふうに思うんですよ。でも、これで甘んじていてはだめで、もっとちゃんと高浜の人たちも公平に使えるようにするという手だてが、私は必要だと思います。

2番目に今後の拡大策なんですけど、高浜市は市内巡回バスを2024年10月から廃止してオンデマンドタクシー方式を検討していると言われておりますけれども、どの程度なのか、私もしっかり把握しているわけではありません。唯一の都市間交通の碧南、高浜の接点がサン・ビレッジです。日曜日は高浜はバスが走っていませんが、平日は港コースの6便、土曜日は3便で、バス利用で来場される方はこのサン・ビレッジの利用者であるのか、ないのか。把握したことはあるでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この高浜さんのバスから何人この施設を利用しているかという統計は取ってございませんので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） これ、廃止するというのも御存じないということですよ、部長も課長、高浜の方も御存じない。誰が何人バスを利用して来ているかも把握しない。全く無関心じゃないですか。私、営業施設なら普通の商売の方なら、それはえらい営業に影響するので。それバスがなくなるっていったら、ちょっと青ざめる話じゃないですか。どこまで知っているのか。10月以降ここにサン・ビレッジにはバスが、高浜のやつは1台も来ないということなんじゃないですか。独自にアンケートなんかも取って把握する必要があるじゃないですか。車の運転できる方しか来れなくなってしまいますよ、高浜の人たちは。今でも無料券もないし、なかなか足が遠のいているんですけど、さらにもしバスで利用される方がなかなかこれ使う気になれば、1日6便来ているわけですから、お風呂に入ってまた帰るっていうことは可能なようになっていっていると、私は思います。

全く無関心ではちょっといけないと思うんですが、碧南のくるくるバスは外周みどりコースが3便、あおコースが4便で全然十分じゃないです。こちらもね、バス利用者があるのか、調査してみえるのかどうか。私の住んでいる三度山からは、ちょうど行きのバスがちょうどよくてお風呂入ると帰りの青いバスに乗って帰るってことで大変多くの人たちが利用してみえるんですが、この人たちも含めて今のこの80%の無料券の利用で、このサン・ビレッジを支えていると思うんですが、碧南のほうもバス利用の実態については把握もされてないんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 市内巡回バス廃止で営業上どうだと、高浜さんどうだという話ですけども、我々はその乗客を把握してバス運行、何か変えるということではございません。把握するとしたら各市で当然把握されて、それでもってそういう意思決定をされていくのかなというふうで、組合がその市内くるくるバス、巡回バスを運営しているわけではございませんので、よろしくをお願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 高浜から来ている課長はここに派遣されているんでしょう。高浜がこうやってサン・ビレッジに来るお客さんを、まあ、あなたたち調査もしてないって言うんだから、あれだけど、バスに乗って来れなくなったら、ちゃんと市民の代わりになって言わなきゃだめでしょう。言わないんですか。それでオンデマンドの駐車場はサン・ビレッジに設置されるんですか。これは片道300円、帰り300円で600円ということじゃあないですかね。そんだけのお金使って、わざわざサン・ビレッジに来る人は少ないかと思いますが、だから特定されると思うんですよ、お客さんのほうは。オンデマンドだったら。それ全然聞こうとも関心を持とうともしない。そんなふうであかんでしょう。どうなってるの。ちょっと詳細を教えてください。あなたの、高浜の人がつかんでいる限りのことを。部長も、あの市長もいるし。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどと同じになりますけれども、そのオンデマンド。高浜さんがやられるとしても、そういう利用状況は当然その担当の方が調べられて、そういうふういろんな施策を練って決めておられると思いますので、うちが何かそういうこと、特につかんでということではなく、それは市の交通施策としていろいろ調査していると思います。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 思いますという言葉が行政で通用するんですか。ちゃんと聞いてください

よ、高浜市に。オンデマンドの停留所はできるのか、できないのか。恐らくできてないと思いますよ。ちゃんと聞いた上で、私は高浜市がやらないなら高浜市に向けた独自のPR方法。あるいは無料券の配布だとか、様々な形で公平性を保つためにも衣浦衛生組合が頑張るべきだというふうに思いますし、平気で聞いてるよ、高浜市長は。何年私この場で言っているの。碧南市の無料券でやっているなら、せめて高浜でも同じ歩調でやるべきだし、今度バスが撤退するなら余計にそれをやっていただくように、部長としても課長としても進言する必要があるんじゃないですか。できますか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 何度も申し上げますけれども、高浜市の施策ということでございますので、この組合としての、その公共交通に対するの答弁はできかねますので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） それで5番目です。パティオ知立市、知立市の文化会館に行った時に中庭に小さな産直野菜の無人販売コーナーが設置されており、入館の時は野菜が何種類も置いてあったんですが、帰りにはもう全部売り切れていました。いいなあというふうに思って、このサン・ビレッジは中に自動販売機しかないの、本当に味気ないという感は拭いきれないです。ぜひ地元の皆さんとも調整を取っていくために、自分たちがちゃんともうりをするという形で、こういう自販機の無人産直の設置等については、ぜひ検討していただきたいなというふうに思うんですが、地域との交流も重きを置いていただいて、ぜひ発信していただけないか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 産直コーナーを設置したらどうかという御質問かと思っておりますけれども、まず、サン・ビレッジ衣浦のこの中には産直を行えるスペース等はございません。それから駐車場も当然ございません。過去の組合議会でも同様の質問がございましたけれども、この余熱施設そもそもは、その産業振興として建設されておられませんので、今その産直をとという考えはありませんし、その方向性に違いはございません。お願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 先ほどの1問目の計画の中でも用地購入費で12億円と見込んでありましたが、これはあまりにも高すぎます。私はプールの向こうの田んぼを地権者に相談して1億円で買えば、当面10年間は駐車場で使って、今の年度末なんかのこの混乱を避けるためにも3mかさ上げしてやっていくということもできるので、用地購入について1番、2番を含めて検討され

ますか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この用地取得については、たとえば方向性が決まれば当然そういうふうに動くということですが、まだ計画段階ということもありますし、何も決まったものはないので、その用地取得に今の時点で何か動いていくということはないです。よろしくをお願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 動いてないことは分かっていますよ。だけど早急にそっちの方向に進めて、私は1億買えば十分用地が確保できると思うので、当面どちらにしても、ごみもお風呂も駐車場も足りませんので。

○議長（長谷川広昌） 山口議員、時間が。

○1番（山口春美） ぜひ検討ください。お願いします。

○議長（長谷川広昌） 以上で1番 山口春美議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（長谷川広昌） 日程第4 衣浦衛生組合管理者の選挙を行います。

○8番（杉浦康憲） 議長、8番。

○議長（長谷川広昌） 8番 杉浦康憲議員。

○8番（杉浦康憲） この際、動議を出したいと思います。

管理者の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長による指名推選を望みます。お願いします。

○議長（長谷川広昌） ただいま杉浦康憲議員より、衣浦衛生組合管理者の選挙の方法について議長による指名推選という動議が出されました。この動議に賛成はございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 所定の賛成がありますので、本動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。よって、衣浦衛生組合管理者の選挙の方法については、議長による指名推選との動議は可決されました。

衣浦衛生組合管理者に禰亙田政信市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました禰宜田政信市長を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 御異議がございましたので、本動議は成立いたしませんでした。

よって、衣浦衛生組合管理者の選挙の方法は、投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させていただきます。

〔投票用紙を配付〕

○議長（長谷川広昌） 投票用紙の配付漏れはありませんか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長（長谷川広昌） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔職員 点呼、投票〕

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいまから点呼をいたします。1番 山口春美議員。2番 大竹敦子議員。3番 岩月ひろし議員。4番 禰宜田拓治議員。6番 岡田公作議員。7番 柴口征寛議員。8番 杉浦康憲議員。9番 橋本友樹議員。10番 長谷川広昌議員。

○議長（長谷川広昌） 投票もれはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖解除〕

○議長（長谷川広昌） 開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第31条の規定により、立会人に1番 山口春美議員及び6番 岡田公作議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 御異議なしと認めます。

よって、立会人に山口春美議員及び岡田公作議員を指名いたします。

山口春美議員及び岡田公作議員、立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（長谷川広昌） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、うち白票 0 票、有効投票中、禰亘田政信市長 7 票、吉岡初浩市長 2 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、禰亘田政信碧南市長が管理者に当選されました。

ただいま当選されました禰亘田政信市長が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条による当選の告知をいたします。

禰亘田政信市長を御紹介いたします。

当選の御挨拶をいただきます。

○管理者（禰亘田政信） このたび議員の皆様方より衣浦衛生組合管理者に御推挙を賜りました禰亘田政信でございます。当組合の事業につきましては、ごみ処理、し尿処理を始め、住民の皆様にとって日々の暮らしに直結しているため、関心も高く、大変重要な事業だと考えております。施設を安定的に運営し、安心安全を第一に、また日々改善に取り組みながら市民の期待に応えてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、当選の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長谷川広昌） 当選の挨拶が終わりました。

なお、新たに管理者となられます禰亘田政信市長の任期は令和 6 年 4 月 30 日から令和 8 年 4 月 29 日までとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川広昌） 続きまして、日程第 5 議案第 1 号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第 1 号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料 1 を御覧ください。

まず、1の改正理由でございますが、人事院勧告に鑑み、在宅勤務等手当を新設するため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、在宅勤務等手当の追加（第2条及び新第16条の2関係）として、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、月額3,000円を支給するというものであります。

3の施行年月日につきましては、令和6年4月1日、4の条例改正による影響額ですが、現時点で該当者がいないため、算出はできません。

以上、議案第1号の提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 念のために聞きますが、テレワークの許可ということになります。月に3,000円という手当で、自宅でもよろしいよということになるんですが、具体的に想定される衣浦衛生組合でのテレワークの可能性というのは、どんなことがあるのかなというふうに思っていますので、パソコンを持ち込んでデータを家に持ち帰ってはならないということから、パソコンを使ったいろんな勤務については、なかなか難しくなるんじゃないかなというふうに思うので。実際には、なかなかないのかなというふうには思うんですが、例えばどのような仕事があるんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今想定とされるものということで、議員おっしゃられたとおりですが、組合のほうで想定されるものはございません。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長谷川広昌） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川広昌） 続きまして、日程第6 議案第2号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第2号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。それでは、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

まず1の改正の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するというものがございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定の追加（第3条、新第16条の2から新第16条の4及び第20条関係）として、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、次のとおり規定するものであります。

まず、アですが、5月31日及び11月30日の基準日にそれぞれ在籍する職員に対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ管理者が規則で定める日に支給するというものであります。

次に、イですが、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、任期の通算について管理者が規則で定める者については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすというものであります。

次に、ウですが、勤勉手当の額はそれぞれの基準日現在において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に管理者が規則で定める基準に従い、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないというものであります。

次に、エですが、勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、期末手当の基準を準用するというものであります。

続いて、（2）パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定の追加（第21条及び新第30条の2関係）として、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、パートタイム

会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、次のとおり規定するものであります。

まず、アとして、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、フルタイム会計年度任用職員に準じて支給するというものであります。

次に、イとして、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、管理者が規則で定めるというものであります。

3の施行期日等でございますが、（1）施行期日につきましては令和6年4月1日。

（2）衣浦衛生組合職員の育児休業に関する条例（平成4年衣浦衛生組合条例第1号）の一部改正につきましては、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には勤勉手当を支給するよう改めるというものであります。

4の条例改正による影響額はございません。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 新年度予算を見ますと44ページのところですが、会計年度任用職員は9名ということになっていて、今説明されたとおり勤勉手当は全く支給対象でないということになって、ここに書いてある条例は絵空事ということになります。それはなぜかということ、入り口のところでもう短時間勤務ということで募集するに当たって、勤勉手当の対象となり得るような募集の勤務状況を示さないからです。私はジェンダー平等の立場から、いくら会計年度任用職員といえども、やっぱりきちんと自立できるような経済能力を持つような方向で、行政ですからね。促していくことが必要だというふうに思いますし、何度も繰り返し高浜のごみ基本計画ですか。見ると不用品をうまく回したり、譲りますというようなことを機会を多く設けるとか。これが全部ごみ減量につながるということで、やっぱりそれはそれで長い期間の資格だとか、専門性なんかが必要だというふうに思うんですね。何でも損だ得だということをやめて、フリーマーケットもやめてしまうと。だけど、ここでうんと頑張ることによって、ごみ減量につながり、ひいてはごみ焼却場のコスト削減や、それから維持費の削減。事業費の削減につながるということで、やはりこれ、ちゃんと女性の職場であり、この勤勉手当が少なくとも支給可能な雇用体制で募集をかけていくということが、私今後の大きな課題だというふうに思いますし、ごみ減量に向けた取組みの中での一つの大きな柱をなすものだというふうに思いますので、絵空事のこの条例には賛成ですが、作ったからにはちゃんと対象になるような雇い方をできるように改めてほしい。女性はどうせ短期間で、夫の収入の色をつけるということになっているようなので、実際そうだよ、

募集の仕方が。ということなので、その苦言を申しながら。基本的には賛成なんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） パートタイムとフルタイムの記述があるんですが、それぞれの男女別人数について教えていただけますでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦） 今ございましたけれども、当組合が採用している会計年度任用職員は全てパートタイムの職員で9名が在籍しております。

以上です。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長谷川広昌） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川広昌） 続きまして、日程第7 議案第3号 衣浦衛生組合衣浦斎園霊きゅう車廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、ただいま議題となりました議案第3号 衣浦衛生組合衣浦斎園霊きゅう車廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

まず1の制定の理由でございますが、衣浦衛生組合同規約の一部を変更する規約が令和6年4月

22日に許可され、同年4月1日から施行されることに伴い、規定中の字句を適正な表現に改めるため、関係条例を整理する条例を制定するというものでございます。

次に、2の制定の概要でございますが、(1)一部改正する条例としまして、アの衣浦衛生組合事務局の設置条例からウの衣浦衛生組合使用料条例までの3本の条例について改正するものでございます。(2)改正内容は、アの字句の整理(第1条及び第2条関係)としまして、衣浦衛生組合規約の変更により、霊きゅう車に係る規定が削除されたことに伴い、条例中の字句を適正な表現に改めるというものでございます。また、イの霊きゅう車の使用料の削除(第3条関係)としまして、別表第4項中霊きゅう車の使用料を削除するというものでございます。

3、施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上で、議案第3号 衣浦衛生組合衣浦斎園霊きゅう車廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長(長谷川広昌) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番(山口春美) 議長、1番。

○議長(長谷川広昌) 1番 山口議員。

○1番(山口春美) この中では削除する別表の中で霊きゅう車の3,240円、組合市の在住者、その他の方は9,720円ということで、この部分が削除されるんですが、念のため確認ですが、その他の別表の、ここのところは全然動きはなしと。変化なしということで承認されるということで確認してよろしいですね。それでもって今後は業者さんの霊きゅう車を使うので、そのセット料金で私たち設定していたじゃないですか、お安く。60万、50万とか。その料金はもともと霊きゅう車を除いたお金だったので、それもセット料金も変わらないということでいいんでしょうか。その後も市民の皆さんにいろいろ話をすると、何、生まれてから死ぬまで、みんな民営化かと。霊きゅう車までなくしちゃうのかという残念な声がなかなか出てきて、実際に使うのは私一生で1回ですからね。選択肢はいろいろあっていいと思うんだけど、民営化になってしまうので、その辺も含めて確認をさせていただきます。

○庶務課長(高橋文彦) 議長、庶務課長。

○議長(長谷川広昌) 庶務課長。

○庶務課長(高橋文彦) まず、このほかの使用料について改正があるかということでございますが、今回の条例に関しましては霊きゅう車を削除するというだけで、料金改正についてはこの中にはありませんので、今後は検討していきたいというふうに考えております。

また、今質問議員がおっしゃられたのは規格葬儀の金額のことではないかというふうに思いますが、それについても今後利用がなかなかないということで、それに対してどうしていくかということは検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても霊きゅう車が民営化と言いますか、民間の霊きゅう車がもう一般的に利用されていると。もう9割方ですかね。利用されているということで廃止にさせていただいたという経緯がございますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 何を、二つ検討したいと言われていたけど、始めの検討は何を検討するのか分からないし、後の検討もよく分からなかったんですが、結果として、この全体的な新年度予算は斎園については利用が増進するのか。この霊きゅう車をなくすことにマイナスになるのか。そこはただの利用が少ないからカットして、新車に替えるの、やだよというふうに決めたんだけど、何を検討するという。前向きにこの顧客を増やすというわけにもいかんだけれども、もう1回確認をしたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今申し上げましたのは使用料についてですね。使用料の内容が今回改正されるかということでございましたので、今回は改正はしないということです。今後は今使用料がここにうたわれているということで、御質問があったと思いますので、今回は霊きゅう車の項目を削除したということでございます。

また、利用プランの中のお話でどうなるのかというお話があったと思いますので、規格葬儀の利用のプランですね。そちらについても、今後は検討していきたいということを申し上げた次第です。また、

○1番（山口春美） 値上を求めとるわけじゃない。

○議長（長谷川広昌） 山口議員、控えてください。手を挙げてから言ってください。

○庶務課長（高橋文彦） 霊きゅう車廃止によって、利用がどうかということでございますけれども、霊きゅう車については申し上げたとおり、利用がそれほどないという状況でございますので、その廃止によって影響するということにはございません。式場の利用が若干ございますので、使用料上は量増を見込んだ状況でございます。

以上です。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（長谷川広昌） 挙手多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川広昌） 続きまして、日程第8 議案第4号 令和6年度衣浦衛生組合一般会計予算を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第4号 令和6年度衣浦衛生組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度の予算は、例年同様、特にごみ処理及びし尿処理並びに斎園の市民生活に密着した事業につきましては、安定した業務継続に資することに重点を置きつつ、優先度の高いものを厳選し、財政負担の抑制に配慮した予算計上とさせていただくものでございます。なお、余熱利用施設において大規模地震時に利用者の安全性を確保するため、プール室の天井を撤去する改修工事費を計上しておりますが、今工事に対しては施設整備基金を充当することで両市の財政負担軽減を図るものでございます。

それではお配りしました資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

令和6年度衣浦衛生組合一般会計予算の1ページをお開きください。

令和6年度衣浦衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億9,266万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を金額流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用を認めるというものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債は、ご覧の1件を予定しており、起債の限度額は事業費の75%で1億6,670万円

を限度額とする地方債を計上しております。

続きまして、歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。
10ページ、11ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金の予算額は20億2,973万円で前年度対比4,418万7,000円、率にして2.1%の減でございます。説明欄には組合市の負担額をお示ししておりますが、碧南市が12億528万円、分担率59.381%、高浜市が8億2,445万円、分担率40.619%でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の予算額は1億9,050万4,000円で、前年度対比538万6,000円、率にして2.7%の減で、説明欄に記載の、し尿処理施設を始めとする組合5施設の施設使用料及び目的外使用料で、主な理由は4節余熱利用施設においてプール天井改修工事期間の休館による使用料の減額を見込んだものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

4款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金の予算額は3,674万円、前年度対比、皆増でサン・ビレッジ衣浦プール天井改修工事費に充てるものでございます。これにより令和6年度末の施設整備基金残高見込額は6億3,984万9,100円となります。

14ページ、15ページをお開きください。

6款諸収入2項雑入1目雑入の予算額は2,456万円で、前年度対比510万3,000円、率にして26.2%の増で、主な理由は2節ごみ処理費雑入において破砕鉄くず等の売却価格の上昇によるものでございます。

次に、7款組合債1項組合債1目衛生債の予算額は1億6,670万円で、前年度対比4,670万円、率にして38.9%の増で、ごみ処理費における工事請負費の増によるものでございます。

続きまして、歳出につきまして、御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予算額は7,482万6,000円で、前年度対比363万7,000円、率にして4.6%の減で、一般職員8人分の給与費が主なものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の予算額は1億3,833万7,000円で、前年度対比813万8,000円、率にして6.3%の増で、リサイクルプラザの会計年度任用職員9人分の報酬、一般職員12人分及び再任用職員2人分の給与費が主なものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

3目ごみ処理費の予算額は13億6,600万5,000円で、前年度対比999万3,000円、率にして0.7%の増で、その主なものは27ページへ進みまして、14節工事請負費で不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要の7ページから9ページを御確認ください。

それでは、25ページへお戻りください。

12節委託料のうち上から9番目、ごみ処理施設保守点検整備等業務委託料は一括で委託したほうが経費節減等のメリットが見込めることから、従前のクリーンセンターにおける点検整備に関する消耗品、定期的な修繕及び原材料を統合したもので、その影響額として10節需用費、12節委託料及び15節原材料費で合計2,000万円余の減としております。

28ページ、29ページをお開きください。

5目余熱利用施設費の予算額は1億6,906万1,000円で、前年度対比2,773万8,000円、率にして19.6%の増でございます。

その主なものは、30ページ、31ページへ進みます。

14節工事請負費の予算額3,674万円で、前年度対比改造で冒頭また歳入においても説明させていただきましたとおり、大規模地震時の安全確保のためプール天井の改修工事を予定するものでございます。工事の詳細につきましては、予算の概要の10ページを御確認ください。

32ページ、33ページをお開きください。

2項環境衛生費1目斎園費の予算額は1億925万3,000円で、前年度対比776万2,000円、率にして6.6%の減でございます。なお、今回の霊柩車の廃止に伴う影響額としまして、10節需用費及び12節委託料で合計200万円余の減としております。

36ページ、37ページをお開きください。

4款公債費1項公債費1目元金の予算額は4億5,749万4,000円で、前年度対比614万3,000円、率にして1.4%の増でございます。

なお、令和6年度末の起債残高見込額は31億6,866万8,000円でございます。

説明は以上でございますが、38ページから52ページにかけては給与費明細書を、53ページには地方債に関する調書をそれぞれ掲載してございますので御参照ください。

以上で、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより歳入について質疑に入ります。

質疑の際は、資料名及びページ番号を言ってください。なお、申合せにより質疑回数は歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） まず、歳入のほうで伺います。2ページのところの総括表がありますが、先ほど御説明のあったように4款の繰入金のところ、屋根の補修、プールの屋根の補修は基金全額でやるということでした。一方でコンベヤの修繕なんかは多額なのにこの負担金でやるということで、どういうふうにしみ分けをして、6億の火事の保険料のお金を積み立てているんですが、

いろんなルールは私たちに示されておりません。どういうことで使っていくのか。何でこの、どちらも国の補助金や他の補助金は全くないというふうに判断するんですが、どういうすみ分けてこの基金を全額使うということにされたのか、伺います。

そして、ちょっと書いてあったのかもしれませんが、気づかなかったので。営業時間はどのぐらいプールの改修をするに当たって、いつからいつまで止めてしまうのか。それを反映した使用料とかになっているのでしょうか。それも明確に、大体何月の何日から何日までというふうに分かっていたら教えていただきたいと思います。

さび止めをやるということなので直接屋根が、天井がなくなって直接屋根ということなんで、見た目はいいのかなというふうに思うんですが、その辺は遜色ないようにきれいにされるのか。今省エネをやりましようと言われている時だけに、むき出しの屋根ということになると、どうなのかということも心配になるんですが、その辺も併せて伺いたいと思います。

それから残金は6億円、基金は残っているとされましたので教えてください。

それから13ページの3款財政収入の1目財産貸付収入の中で、4節の余熱利用施設の借入金で細かいことですが、マッサージの貸付料が100万で6万6,000円増えているので、これ入札を替えるか、機器か、機器を替えるのか、どんなふうだったのでしょうか、教えてほしいと思います。

それから15ページのところの5款2項雑入の中の1雑入です。ごみ焼却費の雑入のところでは小型家電の売上が100万円ほど増えています。どういったもので増えていくのか。詳しい中身も実績に踏まえてということだと思んですが、どんなもので増えているのかなというふうに思いますが、教えていただきたいと思います。

それから、あとは歳出なので、とりあえずそれだけ教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、基金についての御質問がございました。この基金につきましては、当初火災保険が将来的な整備等に充てていけるように基金化しようということになったものでございますけれども、クリーンセンターのほうは修繕を起債で行って、今回余熱の天井の改修は基金を使うということでございますが、クリーンセンターのほうは起債のメニューと言うんですかね。起債のほうに廃棄物処理施設の事業債というものがございますので、それを利用していただくという、利用していくということでございまして、プールの天井につきましてはそういう起債のメニューがございませんので、財源をどうしようかというところの検討していく中で基金を、基金は予測できない想定外の故障トラブルまたは施設整備等に活用していくということで設けられておりますので、今回のその天井改修については将来性を考えた時にやっというふうになりましたので、その辺の財源として基金を活用させていただいているということでございます。

天井改修につきましては天井を撤去するというので、むき出しの状態になりますので、さび

が起こらない防錆塗装等をして見栄えというんですかね。その辺はその塗装等でしていきたいというふうに仕上げをしていきたいと考えております。

また、マッサージ機につきましては、一応この中で財産貸付の中で予算を計上しておりますけれども、予算の中では1台を増していきたいというふうに考えておまして、今2台でございますけれども3台を設置するということで利用もあるということですので、1台増設を考えています。また、電気代の相当分も徴収させていただいているということでございます。

以上です。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（長谷川広昌） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 最後、小型家電等の増でございます。一番大きな要因が単価の上昇です。携帯電話、パソコン、ゲームなどの比較的高品位と言われるものが上がっております。それよりもさらに低品位ということで1円が7円という形で上がっておりますので、その単価増による増です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） お風呂の修繕の期日なんですけどいつからいつまで、それはプールのほう、お風呂のほうはそのまま使えるような。プールだけ止めてお風呂のほうは使えるようにしてやっていくのか。この予算の中にはその期間というのは結構長くかかると思うんだけど、反映されているというふうに見ていいんですか。

それから件数については、単価の引上げだけで小型家電なんかは、そんなに増えてない。私たちは普通電気屋さんに取り取ってもらうので結構お金かかるんですけども、こちらに持ち込むということはやっぱりあれなので、件数としては増えてないけど単価が上がったのでそうなりますよということでいいですね。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長

○庶務課長（高橋文彦） 先ほどちょっと答弁漏れがございまして、プールの工事、天井の工事の期間は5か月ほど見ております。7月頭から入りたいと思っておりますので、11月いっぱいぐらいまでかかるかなというふうに考えております。暖房等空調の効き具合とか、省エネというお話がありましたけれども、撤去後に不具合があるにつきましては対応は、その後考えていきたいというふうにしております。よろしく申し上げます。

あと、先ほどの質問の中で基金残高が幾らになるかというところでございましたので、6年度の当期末で6億3,920万9,100円。

○1番（山口春美） それはいいよ。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（長谷川広昌） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 小型家電の増のところで金額もそうですが、金額はまず上がりました。重量につきましては、これは5年度の予算ベースですと高品位はほぼ同じですね。いわゆるその低品位についても若干減にはなっておりますが、27万3,000kgが22万5,000kg。ただ単価が7倍になっておりますので増えているという状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 基金を使う場合は地債があるかないかが一つの選択肢にもなると。今回は地債が起債できない借金が見込めないのので使いましたということですね。7月からということなので、一番夏休みの結構この年間的にも子供たちが来て利用する時期にこの止めちゃうというのでは、9月からやっただお正月明けの比較的冬だったら少ないんじゃないのかな。そういう、ちょっとずらして夏休みは子供たちが利用できるよという工夫も必要じゃない。真っただ中にやらなくてもいいんじゃないのかなと思うんですが、お風呂のほうはずっと使えるようになるんですか。プール料金も半額に予算の上で削ってあるんですね、じゃあ。使用料のほうも。これを見込んで、プールのほうは。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今回の工事につきましてはプールのための休館を予定しておりまして、お風呂のほうは営業を継続してまいります。休館、5か月分の休館は歳入の減を見込んでおります。

お話ありましたように、夏休み期間からとなりますので期間をずらしてはという御意見は当然うちのほうも検討させていただいたんですけれども、能登の地震もございまして一番早くやれるのはどれぐらいかということで、年度初めからいろいろ入札等行い、設計等を行いまして、一番早くかけられるのが7月ぐらいからだろうということで、まず先にこの工事にかかりたいということで7月から見込んだものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

○2番（大竹敦子） 議長、2番。

○議長（長谷川広昌） 2番 大竹議員。

○2番（大竹敦子） 斎園とそれからサン・ビレッジのほうでAEDが今回買換えを予定されているということで、8年間経過したということですので、この8年間の間にAEDが使用された回数とかあれば教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今現状で使用はされていないということで、よろしく申し上げます。

○2番（大竹敦子） 議長、2番。

○議長（長谷川広昌） 2番 大竹議員。

○2番（大竹敦子） よかったです。ないほうがいいと思います。そういった件で考えますと、今回購入をされると思うんですが、私あの、碧南市のほうでもAEDに関してはリースではどうかというお話をさせていただいておりますが、2台で100万なんですけど、8年間で100万だからどうなのかなと思うんですけど、リースの場合、使った場合にそのパッドとかを交換するのにリースの期間中は業者のほうで換えてもらえるその部分もリースに入っているんで、その辺あの、

○議長（長谷川広昌） 大竹議員、すみません。歳入。

○2番（大竹敦子） あ、歳入。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。

○2番（大竹敦子） 議長、2番。

○議長（長谷川広昌） 2番 大竹議員。

○2番（大竹敦子） なので、そのリースというお考えはあるかどうかということと、うん。お聞きしたいと思います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 当然、今購入かリースかということも検討していかなければいけないというふうに思っておりますけれども、台数が少ないと買ったほうが同様、同じぐらいの経費はかかってしまいますので、リースもそれほどお得ではないということでございますので、今回は購入をということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 17ページの2款総務費の中で細かく聞きますが、研修旅費が前年度と比べて115万3,000円ということで減っているんですが、これ実績でしょうか。実際には何か変わったことがあったんでしょうか。

それから19ページのところで、食糧費のところでお茶を買う分が7,000円から5,000円に下げられたと。それで議会も、前はお茶がこう出してあって自分で飲んでくださいということになってたんですが、もうお茶は出しませんと。別にお茶が飲みたくて言っとるんじゃないんだけど、そのたった2,000円を碧南両市が言って削減したんだそうですね。そんなものぐらい西尾のお茶を買って経済効果もあるじゃないですか。誰がそんな、みみっちいことを言っとるのか知らんけ

ど、そんなことよりも天下国家の気候危機のことを考えなさい、ちゃんと。何でその2,000円を削ったのか。実績なのか、どうなんですか。ほいで、職員の皆さんは自分たちでお金出してお茶を買っているそうだけでも、そんなの福利厚生でそのぐらいのことはやらなきゃいけないし、ほんな日本のこのマナーじゃないの。誰かが来たらお茶を出すって。だから、もっと偉い人が、議員以上の偉い人が来たら、お茶を出すということで。たった5,000円を2,000円カットしてやられたということで、どこに注目して予算編成しているのかなっていうことで驚きましたが、別にお茶は復活してもらわなくてもいいですよ。おいしいお茶、持ってきますから、家から。だけど、この姿勢がね、みみっちい、みみっちい。全体のことを考えて100億からの焼却炉を造ろうとしているこの衣浦衛生組合が何を言っているんですかというふうになるので、何で減額した顛末を教えてください。よろしい。

それから、あとは21ページの前年度、損害賠償金が50万円入っていたんですが、これが新年度になっただけなくなったので、そういうこの対象がなくなったのか。どうしてゼロ額になったのか、教えていただきたいと思います。

それから、この一括で発注して予算を減らしましたというのが、あちこちに2か所ぐらい出てきましたけれども、それは業者のほうからの提案だったのか、市の職員からこうやってやったほうがいいんじゃないかということになったのか。それももう一つ詳しく教えていただきたいです。

それから、25ページのところで委託料の関係では、ごみ処理施設の保全点検整備等業務委託料が4億ですが、これが新しく入っているんで、これが1か所にまとめて安上がりになったと言うんだけど、安上がりになったのかどうかよく分からないんですが、その下のほうの、下から5番目の焼却灰等運搬リサイクル業務委託料、焼却灰の分の2,365万円ですか。これが新で入ってきていますが、これは名前が違うだけで中身はそんな変わってないのか。全く新なのかも教えていただきたいと思います。

それから、27ページのところで使用済み乾電池等処理・処分業務委託料ということで約400万円、これ北海道に送ってやっているんですが、私たち前もずっと使用済み乾電池や蛍光灯などの回収を量販店で、あるいは市内の電気屋さんでちゃんとやってもらって必要ならば、こちらが回収するということも含めて、やっぱりごみ減量に尽力をしていただきたいということで提案してきたんですが、こちらに持込みされただけでも400万のお金で職員がかかっているんで、その部分については、どういうふうに検討されていたか、教えてください。

それから、発泡スチロールもその辺も前年度と同額ですよ。ということで発泡スチロールは同様に、外に発送して何らかの形で再利用できるような形にしてみえるのか。

それから、その下のダイオキシンの公害関係分析業務委託料は若干上がっているんですが869万で、西荒居の皆さんとは、もう報告しなくてもいいよということで協定を結ばれたので、ダイオキシンの測定結果というのは西荒居の人には報告しないんですが、私、西荒居の人たちに訪問しまして「ここにまた同じごみ焼却場ができるのはどうですか」って言ったら「いいですよ」と。

もう慣れ親しんでいるので。もうサン・ビレッジも風呂も慣れ親しんでいる。ここにまず新設して再建するというのは全然、私の聞いた限りでは反対の方は1人もお見えになりませんでしたので。念のために言っておきながら、これはどうして増額したのかということも含めて教えてください。

それから、29ページのところで、余熱利用施設のところで、聞いちゃったね、さっき。あ、それだけでいいです。お願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、17ページの研修旅費の減額についての質問がございましたけれども、研修旅費につきましては、最近ですとリモートによる研修というんですかね。インターネットを活用した研修が増えてきておりまして、現地へ研修に行くというものが少なくなっておりますので、その分で減をしているということでございます。

また、食糧費に関しまして、お茶ですけれども、これは両市においてもお茶をお出ししていないということと、議会においてもお茶は今まで用意してございましたけれども、皆さん自前でペットボトル等を持ってみえるということもございまして、検討した結果ですけれども、少額ですけれども対応させていただいております。

また、21ページですかね。ここで21節の補償補填及び賠償金ということで、これまで50万円を計上しておりましたけれども、これまで施行されるものがなかったということもございまして、これについては特にその専決して対応する場合は予備費を活用する、予備費から充当するという方法もございまして、この50万円については削除させていただいております。

以上です。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（長谷川広昌） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 業務委託を1件にまとめたということで、こちら組合と業者とこれ協議を進めた結果、お互いにこの業務の統合については問題はないということに達しまして、一つの業務委託ということで。実際の内容でございますが、個々にプラントメーカーに発注していたものを機械消耗品の購入業務や修繕、ごみ焼却総合整備業務などの業務を委託で業務していたものを焼却炉保守の点検業務委託ということで統合いたしました。

25ページ、下から5行目ですかね。下から5行目、焼却灰等運搬リサイクル業務委託料、こっち2,365万円ですが、こちら新規で三重県にございます三重中央開発というところに焼却灰を処分していただく費用になっております。

次に乾電池の件でございます。乾電池こちらにつきましては、乾電池の処理が非常に困難ということもございまして。持ってきていただく方については受け取って、こちらのほうで処分はしてまいります。また、電話等で業者へ持ち込みしてくださいというお話もしております。こちらに

についても引き続き、現状を継続してまいりたいと思っております。

発泡スチロールのことでございますが、こちら長期継続契約で金額については変更ございません。令和4年の実績は5,699kgでございます。こちらは発泡スチロールは再利用、リサイクルはされております。

ダイオキシンの増の理由でございますが、見積りを取って委託の人件費の増というところでございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 全体的に歳出のほうでは、電気料を前年度すごく高く見積もったので大幅に減額して電気料は計上されてみえる。ガソリン代もほぼ前年度並みで計上してみえるんですが、昨日ガソリン入れたら169円で一挙に10円上がっていたので、びっくりしたんですが、こういう動向もいろいろあるとは思いますが、ガソリン代についてはかなり抑え込んで見積って見えていいのかなというふうに思うんですが、どういうふうに判断されたのか。落ち着きを取り戻すだろうというふうに判断されたのか、確認したいと思います。

それから、21ページのところの損害賠償金は予備費で対応するということでしたが、具体的にこの賠償金の条例とか、この額とか決まっていて、こちらが何か誤ったことで相手に被害を与えた時には、これが発動できるということで、過去一切1件もなかったということでもいいですか。

それから、先ほどの1本化のほうは4億円であれこれためてきて、これで1本化しましたと。三重県のほうに新たに発注して焼却灰を処分しますというのは、もうほかのところが満タンで止まった部分もあるからということなんですか。止まった部分があったら教えていただきたいというふうに思います。

以上です。お願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 電気代もそうですけれども、御質問の燃料費につきましても今後の見通しというのは、若干動いていくということになっていくかなと思いますけれども、なかなかそこは読めない部分でございますので、どこかの時点で補正が必要になってくるかもしれませんけれども、現状としては予算作成時の単価で作成せざるを得ませんので、こういうことになっております。

また、先ほどの補償につきまして、賠償金につきましては、議会の権限に属する事項中、管理者において専決処分することができる事項ということでございまして、過去の状況でございますけれども、平成23年にクリーンセンター衣浦のプラットホームの出口扉にレールがゆがんで作動不良のために閉じた扉を開放状態としていたところ、通常であれば閉まらないという扉が自動で、タイマー設定による自動で閉まってしまい、そこに市民の車が接触してしまったということ

で、この時に賠償金額として5万6,091円を支出したという事例がございます。

以上です。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（長谷川広昌） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 三重県への焼却灰の委託を追加した件でございます。こちら灰のリサイクルをしている業務でございます。灰のリサイクルについては、なかなかすぐにやっていただける業者はございません。4社ほど山口県、岐阜県、三重県、埼玉県というところで4社、四つの県にある業者さんと協議をして三重県の三重中央開発というところに、新たに受け入れをしていただけるという回答をいただきましたので、そちらでやることとしております。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 1点だけ確認をさせていただきます。予算書25ページの焼却灰等運搬業務委託料、これは県内と県外と分けられているんですけど、どのように分けているのか。

あと、もう一つ。一般廃棄物埋立処分業務委託料、これも県内、県外と。その当たりお願いします。

○業務課長（田中秀彦） 議長、業務課長。

○議長（長谷川広昌） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 25ページの灰のところでございます。上から県内の一般廃棄物処理埋立業務と下にあります運搬業務。こちらセットでございまして、県内というのは武豊町にございますアセックでございます。次に一般廃棄物県外と焼却灰運搬業務でございますが、こちらは奈良県の御所市に持って行っている部分でございます。その次につきましては、県外に一般廃棄物処理業務委託の県外は秋田県の小坂に持って行っているもの。その次のごみ焼却灰等溶融業務と灰溶融化焼却灰等運搬業務、こちら中部リサイクル。名古屋市にございます会社でございます。それぞれ分散して焼却灰を処理、処分しております。分散している理由といたしましては、1か所で固まってしまうと、やはりリスクが高い。災害時やその焼却施設処分場がいっぱいになった場合の受入先を探すというリスクが非常に高いです。そちらのことを考慮し、複数のところでの灰の処分ということをやっております。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（長谷川広昌） 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川広昌） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（榎垣田政信） 議長、管理者。

○議長（長谷川広昌） 管理者。

○管理者（榎垣田政信） どうも大変お疲れさまでございました。本日私どもから御提案をさせていただきました案件につきましては、慎重に御審議を賜り、原案どおり御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

令和6年度につきましても、両市民の付託に応えられるように安全を第一に据えて、改善を積み重ねながら職員一同、充実した事業の推進を行ってまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（長谷川広昌） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

（午後0時9分閉会）

以上は、令和6年3月26日に行われた令和6年第1回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和6年3月26日

議 長 長 谷 川 広 昌

議 員 柘 宜 田 拓 治

議 員 橋 本 友 樹